

帯広市立栄小学校いじめ防止基本方針(高学年用)

1) 帯広市立栄小学校いじめ防止基本方針とは？

防止とは、起こらないようにすること、基本方針とは、考え方や話し方、行動の仕方のお手本のことです。したがって、いじめをしない・されないための考え方や話し方、行動の仕方をまとめたものです。



2) どうして、いじめ防止基本方針をつかったの？



お友だちがいじめられてなくなってしまうという、大変悲しい事件が起こったことをきっかけに、法律(国のきまりのこと)ができました。そのきまりには、“どこの学校でもいじめ防止基本方針をつくり、いじめが起こらないように一人一人が考えて幸せに生活するようにしましょう”と書かれています。そこで、栄小学校でも基本方針をつくり、みんながいじめをなくそうと取り組んでいるところです。

3) 方針の内容①～どんなことをいじめというの？

同じ学校や学級の仲間と生活していると、何かされたり、言われたりすることがあります。されたり、言われたりしたことのうち、とてもとてもいやだったり、苦しかったり、痛かったりすることをいじめといいます。(いじめの例:いじられる。冷やかされる。からかわれる。悪口を言われる。いやなあだ名をつけられる。無視される。私物をとられたり、勝手に使われたり、壊される。恥ずかしいことや危険なことをやれと命令されるなど)



4) 方針の内容②～いじめは絶対にしてはいけないの？



誰もが、どんな理由があっても、とてもとてもいやだったり、苦しかったり、痛かったりすることをされたらいやだと思います。“相手がいやがることはやめましょう”という言葉の通り、どんな理由があっても、いじめは絶対にしてはいけないのです。

5) 方針の内容③～いじめをされたら、どうしたら良いの？

まずはいじめをしてくる相手にいやだと伝えましょう。それでもやめてくれないのであれば、その場から離れましょう。そして、お家の人や先生など近くの大人に相談しましょう。いじめをするカッコ悪い人は、離れようとしたり、大人に相談したりしようとする「弱虫」とか「裏切り者」とか言ってきますが、そもそもいじめをする人の方が悪いので、気にする必要はありません。また相談しないで解決できることは、ありません。逃げる勇気、相談する勇気をもってください。



6) 方針の内容④～いじめを見たらどうしたら良いの？

いじめをしている人に「いじめをしてはだめ。」と言いましょう。言えない場合もあるかもしれませんが、そのようなときは、近くの大人に伝えましょう。伝えることがいじめをされている人を守ることとなります。伝える勇気をもってください。

7) 方針の内容⑤～大人は皆さんを一番に守ります！

学校で働く先生や職員は、「いじめは絶対にしてはいけない」という気持ちを持ち、「いじめはどこでも起こる可能性がある」という思いのもと、いじめにあっている人を一番に守ります。また保護者の皆さんや地域の皆さんと力を合わせて、児童の皆さんが安心して生活できる「いじめのない学校や地域」をつくっていきます。

